官報
（号　外）
発行　内閣府
（原稿作成　国立印刷局）

目次

〔法規的告示〕
○小規模事業者の経営の改善発達を支援するための商工会及び商工会連合会並びに商工会議所及び日本商工会議所に対する基本的な指針（経済産業一四九）　一
〔その他告示〕
○政府資金調達事務取扱規則第五条第十一項の規定に基づき発行した政府短期証券の発行条件等を告示（財務三〇〇、三〇二、三〇三、三〇五）　六
○国債の発行等に関する省令第五条第十一項及び政府資金調達事務取扱規則第五条第十一項の規定に基づき発行した割引短期国債及び政府短期証券の発行条件等を告示（同三〇一）　七
○国債の発行等に関する省令第五条第十一項の規定に基づき発行した割引短期国債の発行条件等を告示（同三〇四）　八
○道路に関する件（九州地方整備局一〇七）　九
○道路に関する件（沖縄総合事務局二四、二五）　九
〔官庁報告〕
官庁事項
九州地方整備局公示（九州地方整備局）　一〇
基本測量関係事項公告（国土交通省）　一〇
〔公　告〕
諸事項
裁判所
破産、免責関係　一三
特殊法人等
独立行政法人都市再生機構、日本弁護士連合会裁決取消訴訟の判決確定・懲戒処分、弁理士登録関係　三三
地方公共団体
教育職員免許状失効・失効の取消、行旅死亡人、無縁墳墓等改葬、農業協同組合法第六十四条の二の届出関係　三四
会社その他
会社決算公告　三五

法規的告示

○経済産業省告示第百四十九号

商工会及び商工会議所による小規模事業者の支援に関する法律（平成五年法律第五十一号。）第三条第一項の規定に基づき、小規模事業者の経営の改善発達を支援するための商工会及び商工会連合会並びに商工会議所及び日本商工会議所に対する基本指針（令和七年経済産業省告示第百六十九号）の全部を次のように改正し、令和八年十一月九日から適用することとしたので、同条第四項の規定により公表する。

令和八年十一月九日

経済産業大臣　赤澤　亮正

小規模事業者の経営の改善発達を支援するための商工会及び商工会連合会並びに商工会議所及び日本商工会議所に対する基本的な指針

本指針は、商工会及び商工会連合会並びに商工会議所及び日本商工会議所（以下「商工会等」という。）が小規模事業者（エッセンシャルサービス提供事業者を含む。以下同じ。）の経営の改善発達の支援に関する事業を実施するに当たって、必要な事項を定めるものである。

第一　小規模事業者の経営の改善発達の基本的な方向

小規模企業振興基本法（平成二十六年法律第九十四号）第十三条に基づく小規模企業振興基本計画（第Ⅲ期）及びその後の政策検討を踏まえ、経営をめぐる環境の変化を小規模事業者の「稼ぐ力」を高める好機と捉え、従来型のビジネスモデルを見直し、小規模事業者の特性、強みを踏まえ、経営資源・地域資源の活用や地域課題の解決等により見込まれる新たな需要の獲得を行うとともに、そのような需要を見据えたデジタル技術・サービスの活用等を含む経営リテラシーの向上を図るよう支援を実施する必要がある。

さらに、労働供給制約の深刻化により、地域経済を支える人材の確保が一層困難となる中、多様な小規模事業者の持続的な発展や成長を実現するためには、それぞれの小規模事業者が果たす役割や成長段階に応じたきめ細かな支援が重要となる。このため、「地域を支え持続的発展及び賃上げを目指す事業者への支援」や「成長志向の事業者の創出」等の支援として、その方向性を明確にしていく必要がある。

また、こうした小規模事業者の経営の自走化のためには、特に小規模事業者にとって身近で重要な存在である商工会等による手厚い支援が重要であり、その支援の質の向上、業務効率化、広域的な支援体制の構築、プッシュ型の働きかけに向けた支援体制の整備、支援機関間連携に加え、支援実績の評価・スコアリング、関係地方公共団体への支援充実に向けた働きかけを促進する必要がある。併せて、小規模事業者の支援体制の強化のため、経営指導員の能力向上に向けた研修の充実や専門家等によるサポートの強化、生成ＡＩを活用したノウハウ・知見の共有の仕組みの整備等の具体的な措置を講じていく必要がある。

そして、近年、頻発化・激甚化する自然災害はもとより、感染症、サイバー攻撃等による被害の軽減や早期の復旧を図るため、小規模事業者の事業継続力の強化を促していく必要がある。

なお、特に小企業者（小規模企業振興基本法第二条第二項に規定するおおむね常時使用する従業員の数が五人以下の事業者をいう。以下同じ。）の支援に当たっては、小企業者の円滑かつ着実な事業の運営が確保されるよう特段の配慮を払う必要がある。

1. 経営改善普及事業の内容

経営改善普及事業は、主として以下の各項目に掲げるものとする。

(1) 金融、税務、経理、販売管理、労務、技術の改善、事業継続力強化、起業・創業、価格転嫁・取引適正化、経営の発達、経営革新、事業の円滑な承継又は事業の継続が見込まれない場合の円滑な廃止その他各種制度（国の各府省庁、地方公共団体及び民間事業者のものを含む。以下同じ。）も活用しつつ行う経営に関するきめ細かな指導及びあっせん等

(2) 小規模事業者の経営の改善発達に資する地域経済の活性化又は商工業の振興に関する事業の実施、協力又は指導

(3) 経営、技術、各種制度等に関する情報又は資料の収集及び提供